

「(仮称) 藤沢市パートナーシップ宣誓制度」(素案)

## 1 趣旨

「藤沢市人権施策推進指針」の基本理念に基づき、一人ひとりの市民がお互いの人権を尊重し、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)をはじめとする多様性への理解が進み、差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざし、パートナーシップ宣誓制度を創設します。

本制度は、法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではありません。

## 2 パートナーシップの定義

パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら継続的な共同生活を行うことを約束した二人の関係をいいます。

## 3 制度の概要

パートナーシップ宣誓制度は、セクシュアル・マイノリティや事実婚など、同性・異性を問わず、パートナーシップのある二人が、両者の自由意思により、互いを人生のパートナーであることを宣誓し、市長がその事実を公的に証するものです。

## 4 宣誓者の要件

宣誓を行うことができる者は、次の要件を全て満たす者とします。

- (1) 民法に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が市内に住所を有していること又は、一方が市内に住所を有し、他方が3か月以内に市内への転入を予定していること。(この場合、宣誓をした日から3か月以内に、市内に転入したことを証明する書類(住民票の写し等)を提出すること。)
- (3) 配偶者がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップがないこと。
- (4) 民法に規定する婚姻のできない続柄(近親者など)でないこと。ただし、パートナーシップのある二人が養子縁組をしている場合は、養子縁組を解消した後に宣誓することができる。

## 5 宣誓に必要な書類

- (1) 現住所を確認できる書類(住民票の写し等)
- (2) 婚姻をしていないことが確認できる書類(戸籍抄本等)
- (3) 本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- (4) その他市長が必要と認める書類

## 6 市が交付する書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証
- (2) パートナーシップ宣誓書受領証カード（希望者のみ）

## 7 受領証の返還

宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、受領証を返還するものとします。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有しなくなったとき。
- (3) その他宣誓者の要件に該当しなくなったとき。

## 8 無効となる宣誓

- (1) 宣誓者の要件に反している又は宣誓書の内容に虚偽があった、若しくは当事者間にパートナーシップを形成する意思がないときは、宣誓は無効とします。
- (2) 市長は、必要があると認めるときは、無効とした受領証の交付番号（受領証ごとに付与された番号をいう。）を公表することができるものとします。

## 9 その他

- (1) 正当な理由がある場合は、通称名を使用することができます。
- (2) 市長は、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めます。

以 上

# 「(仮称) 藤沢市パートナーシップ宣誓制度」(素案) について パブリックコメントを実施します

本市では、「藤沢市人権施策推進指針」の基本理念に基づき、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)をはじめとする多様性への理解が進み、差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざし、パートナーシップ宣誓制度の創設について検討を進めています。

この度、宣誓者の要件や必要書類などを盛り込んだ『「(仮称) 藤沢市パートナーシップ宣誓制度」(素案)』を作成しましたので、素案について皆さまからのご意見を募集します。

## 1 意見等を募集する件名

「(仮称) 藤沢市パートナーシップ宣誓制度」(素案)

## 2 意見等を提出できる方

市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所などを有する方、その他利害関係者

## 3 意見等の募集期間

2020年(令和2年)7月28日(火)から8月26日(水)まで(必着)

## 4 資料の配架場所

2020年(令和2年)7月28日(火)から8月26日(水)まで人権男女共同平和課、市役所(本庁舎・分庁舎)総合案内、市政情報コーナー、各市民センター・公民館に配架しています。

※市ホームページでもご覧になれます。

藤沢市役所>ホーム>市政情報>広聴>パブリックコメント(市民意見公募手続)

## 5 意見等の提出方法

この用紙の裏面又は書面(任意)に住所、氏名及び上記「2 意見等を提出できる方」のいずれに該当するかをご記入のうえ、意見等を明記し、次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 郵送 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市役所 企画政策部 人権男女共同平和課

(2) ファクス 0466-50-8436

(3) 持参 受付場所: 藤沢市役所 企画政策部 人権男女共同平和課(本庁舎6階)

受付時間: 午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

(4) 電子提出 藤沢市ホームページの専用提出フォーム

\*電話や来庁(口頭)による意見の受付は行いませんので、ご了承ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できる限り「(3) 持参」以外の方法でご提出をお願いいたします。

## 6 意見等に対する考え方の公表

提出いただいた意見等は類型化し、市の考え方を付して公表します。

※個別には回答しません。

※提出いただいた意見等は、個人情報を除き、公開される可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

※提出いただいた意見等の原稿は返却しませんので、ご了承ください。

## 問い合わせ先

藤沢市役所 企画政策部 人権男女共同平和課

電話: 0466-50-3501(直通) ファクス: 0466-50-8436

「(仮称) 藤沢市パートナーシップ宣誓制度」(素案) に関する  
パブリックコメント意見書

氏名	
住所	
区分 (あてはまるものに○をつけてください。)	1 藤沢市内に住んでいる 2 藤沢市内の学校に在学している 3 藤沢市内の事務所・事業所に勤務している 4 藤沢市内に事業所等を持っている 5 利害関係がある
【意見】	